

那珂川中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、人権に関わる重大な問題である。いじめられた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して思いやりをもった行動ができるように指導するものである。また、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を指導・支援するものである。

(いじめの定義)

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（いじめ防止対策推進法から）

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習等に取り組むことができるように、保護者・関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び表現活動などの体験活動の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめ防止に努める。
- ・生徒による主体的な活動に対する支援を行い、自ら考え・行動できる生徒を育てると共に、他者に対する思いやりをもって行動することや自分に誇りをもって生きることの大切さを考えるようにする。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、生徒会を中心に「いじめ防止」を考える取組を重要な基本方針として掲げ活動を実施する。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する無記名のアンケートを毎月実施する。さらに教育週間を年に2回、家庭訪問・教育相談を実施することで、相談できる体制をつくる。

- ・相談ポストを活用するために、ほけん便りで活用方法を知らせ、養護教諭が管理運営していく。
- ・生活ノートを活用し、家庭での様子も含めて実態把握に努める。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。
- ・児童生徒支援加配教員が、学級担任からの気になる生徒の情報に基づいて支援のためのチームを編成し、教育相談・適応相談・進路相談を実施する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・携帯、スマートフォン、インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、外部講師を招き、保護者と共に学ぶ講演会を実施する。より多くの保護者に対して啓発できるように、PTAと連携して講演会への参加をアピールする。そこで、ネット上の危険性を知らせると共に、十分に注意して活用するために家族でルールを決めて活用する等ポイントをあきらかにする。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。
 - ＜構成員＞ 校長、教頭、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、各学年担当者、不登校等対応教員（児童生徒支援加配）、通級指導教室担当者、養護教諭、SC、SSW、こども応援課、スクールサポーター、適応指導教室担当者、児童生徒指導支援員、教育委員会
 - ＜活動＞ アンケート調査並びに教育相談に関すること。
いじめが心身に及ぼす影響や生徒の理解を深めること。
いじめ事案に対する対応に関すること。
 - ＜開催＞ 月1回（第2火曜日 10:00～）を定例会とする。
いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② 学校におけるいじめの防止等の即時的な対応のための定例会を実施

- ・いじめの防止等を実効的・即時的に行うため、「生徒指導部会」を実施する。
 - ＜構成員＞ 校長、教頭、各学年担当者
 - ＜活動＞ いじめの有無やからかいなどのトラブルについて情報交換し、指導の準備を行う。
 - ＜開催＞ 週1回（毎週木曜日 10:00～）を定例会とする。

③ いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を

関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署、児童相談所等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、那珂川市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 那珂川市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ・ 月1回の無記名の学校生活アンケート（無記名）の実施
 - ・ 週1回の「校内いじめ対策委員会」の実施
- いじめの再発を防止するための取組に関すること。
 - ・ 緊急「校内いじめ対策委員会」の開催、対応、事態の沈静化

計画

月	早期発見の取組			校内研修の充実	教育相談の充実
	教師	生徒	保護者		
4	○気になる生徒一覧表の作成 ○生徒指導部の情報交換 ○いじめチェックリストの活用	○学校生活アンケート		○気になる生徒の情報交換	
5	○アンケートの活用	○無記名のいじめアンケート		○いじめ対策の基本方針、いじめの理解	○スクールカウンセラーによる学級訪問
6		○無記名のいじめアンケート ○ネットによるいじめ防止(講話)	○いじめ早期発見リストによるアンケート ○ネットによるいじめ防止(講話)		○教育相談
7	○教育相談後の情報交換	○無記名のいじめアンケート		○スクールカウンセラーによる研修会	
8				○個に応じた支援・指導計画の作成	
9		○無記名のいじめアンケート			
10	○アンケートの活用	○無記名のいじめアンケート	○いじめ早期発見リストによるアンケート		
11		○無記名のいじめアンケート			○教育相談
12	○教育相談後の情報交換	○無記名のいじめアンケート		○職員研修	
1		○無記名のいじめアンケート			
2		○無記名のいじめアンケート			
3	○次年度に向けての情報交換	○無記名のいじめアンケート			